

## <別紙 1 >

### グループホームはなきりん のご案内

(令和元年5月1日より)

#### 1. 共同生活援助事業所概要

##### 1) 事業所名等

事業所の名称	グループホームはなきりん
事業所の種類	指定共同生活援助 (外部サービス利用型)
主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等対象者
事業所住所	江別市文京台36番地1
電話番号	(011) 398-5175
FAX番号	(011) 398-5176
事業所番号	0121001168
開設年月日	平成28年4月1日
管理者	川原 祥平
利用定数	9名

##### 2) 事業所の目的

社会福祉法人北叡会 (以下「事業者」という) が行うグループホームはなきりん (以下「事業所」という) が行う指定共同生活援助の事業 (以下「事業」という) の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とします。

##### 3) 事業所の理念

地域で共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある方々に対して、日常生活上の相談援助や排せつ又は食事等の支援を行う事により、安心してその方が思い描く生活を送っていただけるよう支援します。

##### 4) 事業所の運営方針

- (1) 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活において入浴、排せつ又は食事の介護やその他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとします。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- (3) サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (4) 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

5) 受託居宅介護サービス事業所

法人の名称 社会福祉法人北叡会  
事業所の名称 ヘルパーステーション結の譚

2. 職員の配置状況（主たる職員）

当事業所では、ご利用者に対して共同生活援助サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非 常 勤
管 理 者	1	—
サービス管理責任者	1	—
世 話 人	—	6

3. 共同生活住居の構造・設備

1) 構造

構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
種 類	共同住宅
延べ床面積	340.76㎡
敷地面積	267.75㎡

2) 設備

居 室	全9室	8帖・1K
付 属 設 備	各室	台所、洗面所、浴室、トイレ、クローゼット、 FF式灯油ストーブ、
共 用 居 間	各階1室	食堂、洗濯機、談話スペース

4. 共同生活援助計画の作成

当事業所では、サービス提供にあたり「共同生活援助計画」を作成します。「共同生活援助計画」には、利用者の意向や心身の状況、障がいの特性を踏まえて、共同生活援助の目標およびその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込み、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、申し出によりいつでも見直すことができます。

5. サービスの内容

当事業所では、下記のサービス内容から「共同生活援助計画」に定めたサービスを提供します。

1) 食事の提供

必要に応じて1日3食の食事を提供します。

2) 利用者に対する相談

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

3) 健康管理・金銭管理の援助

- ・世話人等による健康状態の観察、疾病予防等の健康管理を行います。緊急時には必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。
- ・生活費の管理方法や使用方法等について必要に応じて相談支援を行います。

#### 4) 余暇活動の支援

余暇活動として地域行事の情報を提供し参加を促します。

#### 5) 日中活動の場等との連絡・調整

日中、自立訓練事業やデイサービス等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。

#### 6) 財産管理等の日常生活に必要な援助

食事、排せつ、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助を行うとともに、財産管理に支援が必要な利用者について、成年後見制度の利用を促進する等必要な援助を行います。

#### 7) 受託居宅介護事業者に対する必要な指示

管理者は委託契約に基づき、受託居宅介護サービス事業者に対し業務に必要な管理および指示を行います。

#### 8) 夜間における支援

夜間において支援を行う者を配置し、就寝準備の確認等必要な支援を行います。

#### 9) 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### 10) 体験利用

一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスを提供します。

また、当事業所では、以下の医療機関と連携をとっています。

☆ みどり野医院 (内科・循環器科・消化器科・整形外科)

南幌町栄町1丁目1番20号

☆ 榆の会こどもクリニック (歯科)

札幌市厚別区厚別町下野幌49番地

☆ 徳洲会札幌病院 (総合科)

札幌市白石区栄通18丁目4番10号

☆ 新さっぽろ脳神経外科病院 (脳神経外科・神経内科)

札幌市厚別区上野幌1条2丁目1番10号 ☆ 新札幌脳神経外科病院

(脳 札幌市厚別区上野幌1条2丁目1番10号

#### 6. 利用料金の支払い方法

利用料金および自己負担分の請求費用は1ヵ月毎に計算し、翌月の10日頃に請求いたしますので、当月の25日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

##### (1) 口座振替(北海道ワイドネットサービス)での支払い。

※振替手数料(162円/月)はご利用者様負担となりますことご了承ください。

##### (2) 下記指定口座への振込み。

北海道銀行 北広島支店 普通預金 口座番号 0839580

社会福祉法人北叡会 あるての杜 理事長 天野 一城

※振込手数料はご利用者様負担となりますことご了承ください。

## 7. 苦情の受付について

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けています。

- ・ 苦情受付窓口 [担当者] 川原 祥平
- ・ 受付時間 毎週 月～金曜日 8:30～17:30

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### 1) 受給者証の提示

当事業所従事者より、内容確認及び契約支給量の記載を目的として、「受給者証」提示の求めがあった場合には、随時ご提示ください。また、住所、利用者負担額、支給量など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所従事者にお知らせください。

### 2) サービス内容の変更

利用者の体調不良による入院等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合事業者は、変更したサービスの内容と時間等に応じたサービス利用料金を請求します。

### 3) サービス実施記録の確認

事業所はサービス提供ごとに実施日時やサービス内容等を記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に誤りやご意見があればいつでもお申し出ください。

### 4) サービス提供の記録や情報の管理と開示

事業所は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて記録を開示します。(謄写が必要な場合は、その費用は利用者の負担となります。)

### 5) 嘱託医以外の医療機関への受診について

利用者、ご家族の希望により受診される場合は、ご家族送迎や居宅介護サービスにより受診してください。なお、緊急を要する場合にはその限りではありません。

### 6) 居室・設備・器具の利用について

事業所内及び建物敷地内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

### 7) 金銭・貴重品について

貴金属・多額の現金・預金通帳・カード類等は、必要最低限を除いて極力居室内に置いておかないようお願いいたします。利用者のご希望により、世話人及び支援機関等にて管理を致します。

(個人管理の下での破損・紛失・盗難には責任を負いかねます。)

### 8) 喫煙について

事業所内および建物敷地内は全て禁煙となります。

## 9. 禁止事項

当事業所では、利用者の方々に安心して生活していただくために以下の行為を禁止します。

- (1) 営利行為
- (2) 宗教の勧誘
- (3) 他利用者への迷惑行為
- (4) 特定の政治活動及び勧誘
- (5) ペットの持ち込み

## 10. 非常災害対策

当事業所では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおり設備及び訓練等を行っております。

- (1) 防災設備 誘導灯（2カ所）、自動火災報知機
- (2) 防災訓練 年2回実施

## 11. 個人情報の保護および利用目的

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

## 12. 事業者概要

### 1) 事業者名等

事業者名	社会福祉法人北叡会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 天野 一城
所在地	江別市ゆめみ野東町1番地5
設立年月日	平成22年8月9日

### 2) 法人の理念

<北叡会の意>

社会福祉法人北叡会のところは、ギリシャ哲学の中にあるノーシス「叡智」「直観的認識」という言葉にあります。即ち、調和と自己実現のための知識を指します。人間が持つ豊かな感性は、人との関りを得て知識を知恵にし、知恵が理念に触れ意志のチカラを持つことにより深い意義をたたえる「叡智」へと育まれます。社会福祉法人北叡会は、そこに働く職員の豊かな感性と、その職員たちが紡いでいく様々な出逢いを通して楽しく学びあう機会を大切にします。また、高い技術や知識はもとより叡智を結集して、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける存在であるという願いが込められております。

### 3) 法人の行動指針

- (1) 法人の理念を遵守し、法人が担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行います。
- (2) 法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。
- (3) 自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。
- (4) 利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な施設運営を展開します。
- (5) ご利用者はもちろんのこと、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- (6) 法人が自己の利益だけを追求する存在ではないことを認識し、利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。
- (7) 反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。
- (8) 地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
- (9) 難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造してゆきます。

#### 4) 関連法人および事業所

##### (1) 医療法人やわらぎ

###### ①南幌町

- みどり野医院（外来および入院 19 床）
- 介護老人保健施設ゆう（入所 70 床、ショートステイ、通所リハビリテーション）
- 訪問看護ステーション マーガレット
- 居宅介護支援事業所 アザレア
- グループホーム 鶴城の郷
- グループホーム みどり野の郷
- 地域密着型デイサービスセンター みどり野
- サービス付き高齢者向け住宅 きらめきの郷
- ヘルパーステーション おひさま

###### ②北広島市

- ケアプランセンター すずらん
- デイサービスセンター なのはな
- グループホーム 共栄の郷